

○午後 1 時開議

○議長（本多健信君） ただいまから本日の会議を開きます。

○会議録署名人選定について

○議長（本多健信君） 会議録署名議員をご指名申し上げます。

高橋 伸明 君

のだて 稔史 君

ご了承願います。

この際、ご報告いたします。

本日の会議につきましては、傍聴人より写真撮影の申請が議長に提出されましたので、品川区議会傍聴規則第 8 条の規定により、これを許可いたしました。

○日 程

○議長（本多健信君） これより日程に入ります。

本日の日程はお手元に配付の議事日程のとおりであります。

日程第 1 から日程第 8 までの 8 件を一括議題に供します。

日程第 1

第54号議案 品川区立総合区民会館大規模改修工事請負契約

日程第 2

第55号議案 品川区立総合区民会館大規模改修機械設備工事請負契約

日程第 3

第56号議案 品川区立総合区民会館大規模改修電気設備工事請負契約

日程第 4

第57号議案 （仮称）品川区立児童相談所新築その他工事請負契約の変更について

日程第 5

第58号議案 （仮称）品川区立児童相談所新築その他機械設備工事請負契約の変更について

日程第 6

第59号議案 （仮称）品川区立児童相談所新築その他電気設備工事請負契約の変更について

日程第 7

第60号議案 戸越台複合施設大規模改修工事請負契約の変更について

日程第 8

第61号議案 しながわ区民公園北側ゾーン改修工事（第一期）請負契約

○議長（本多健信君） 総務委員長から報告願います。

〔渡辺裕一君登壇〕

○総務委員長（渡辺裕一君） ただいま議題に供されました第54号議案から第61号議案までの 8 議案につきまして、総務委員会における審査の経過および結果をご報告申し上げます。

これら 8 議案は、9 月 17 日の本会議において当委員会に審査を付託され、9 月 21 日の委員会で審査し、同日、採決を行いました。

まず、第54号議案、品川区立総合区民会館大規模改修工事請負契約、第55号議案、品川区立総合区民

会館大規模改修機械設備工事請負契約および第56号議案、品川区立総合区民会館大規模改修電気設備工事請負契約につきましては、関連する内容のため一括して審査いたしましたので、一括してご報告申し上げます。

各議案の内容は、まず、第54号議案は、品川区立総合区民会館について、施設の老朽化が進んでいることから、大規模改修を行うものであります。

契約の方法は制限付一般競争入札で、契約金額は28億1,600万円、契約の相手方は新宿区津久戸町2番1号、熊谷・大明・加地建設共同企業体、代表者、株式会社熊谷組首都圏支店、専務執行役員支店長、大野雅紀であります。

次に、第55号議案は、同施設の機械設備工事を行うものであります。

契約の方法は制限付一般競争入札で、契約金額は27億9,950万円、契約の相手方は品川区大井1丁目49番10号、大成温・横河・塩谷建設共同企業体、代表者、大成温調株式会社、代表取締役社長、水谷憲一であります。

次に、第56号議案は、同施設の電気設備工事を行うものであります。

契約の方法は制限付一般競争入札で、契約金額は20億5,040万円、契約の相手方は品川区東五反田2丁目5番20号、新生・マスミ・中尾建設共同企業体、代表者、新生テクノス株式会社中央支店、支店長、高田敦仁であります。

なお、これら3議案の支出科目等は、令和3年度一般会計、令和4年度および令和5年度債務負担行為で、工期は契約締結の日の翌日から令和5年8月31日までであります。

理事者の説明の後に質疑を行い、委員より、大規模改修工事期間中の施設の休館についてなどの質疑があり、理事者より、令和4年2月1日から全館を休館し、大ホールは令和5年9月中旬まで、イベントホールや会議室、小ホールについては令和5年1月中旬まで休館する予定となっているなどの答弁がありました。

質疑終了後、採決を行い、第54号議案から第56号議案までの3議案は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第57号議案、（仮称）品川区立児童相談所新築その他工事請負契約の変更について、第58号議案、（仮称）品川区立児童相談所新築その他機械設備工事請負契約の変更についておよび第59号議案、（仮称）品川区立児童相談所新築その他電気設備工事請負契約の変更については、関連する内容のため一括して審査いたしましたので、一括してご報告申し上げます。

これら3議案は、令和3年第1回定例会で議決をした3契約におきまして、賃金水準に変動が生じたことから、「令和3年3月から適用する公共工事設計労務単価」、いわゆる「新労務単価」に基づき、契約金額の変更を提案するものであります。

変更の内容といたしましては、（仮称）品川区立児童相談所新築その他工事請負契約の契約金額を18億7,000万円から18億7,576万4,000円に、（仮称）品川区立児童相談所新築その他機械設備工事請負契約の契約金額を4億3,340万円から4億3,522万6,000円に、（仮称）品川区立児童相談所新築その他電気設備工事請負契約の契約金額を5億9,180万円から5億9,270万2,000円にそれぞれ改めるものであります。

理事者の説明の後に質疑を行い、委員より、契約金額の増額分が労務単価の増額に使用されているかの確認についてなどの質疑があり、理事者より、労働者への支払いについては企業が行うため、区で確認はしていないが、特例措置の内容から、企業は適切に支払っているものと推測しているなどの答弁が

ありました。

質疑終了後、採決を行い、第57号議案から第59号議案までの3議案は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第60号議案、戸越台複合施設大規模改修工事請負契約の変更についてご報告申し上げます。

本案は、平成30年第2回定例会で議決をした「戸越台複合施設大規模改修工事請負契約」におきまして、賃金水準および物価水準に変動が生じたことから、工事請負契約書契約条項第25号第6項のいわゆる「インフレスライド条項」に基づく契約金額の変更を提案するものであります。

変更の内容といたしましては、契約金額を21億9,240万円から21億9,508万4,880円に改めるものであります。

理事者の説明の後に質疑を行い、委員より、インフレスライド条項適用の仕組みについてなどの質疑があり、理事者より、まず、国からの通知に基づき、区でインフレスライド条項適用の決定を行う。その上で事業者へ周知をし、事業者からの請求に基づき、個別の案件ごとに適用の決定をしているなどの答弁がありました。

質疑終了後、採決を行い、第60号議案は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

最後に、第61号議案、しながわ区民公園北側ゾーン改修工事（第一期）請負契約についてご報告申し上げます。

本案は、しながわ区民公園北側ゾーンについて、施設の老朽化が進んでいることなどから、改修工事を行うものであります。

契約の方法は制限付一般競争入札で、契約金額は9億7,900万円、契約の相手方は品川区大井1丁目52番6号、コスモ大井町404号、日比谷・大森建設共同企業体、代表者、株式会社日比谷アメニス品川営業所、営業所長、萱森雄一郎で、支出科目等は令和3年度一般会計、令和4年度債務負担行為であります。

なお、工期は、契約締結の日の翌日から令和5年2月28日までであります。

理事者の説明の後に質疑を行い、委員より、今後の説明会の開催予定についてなどの質疑があり、理事者より、契約締結後に工事の説明会を開催したいと考えているなどの答弁がありました。

質疑終了後、採決を行い、第61号議案は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上が総務委員会における審査の経過および結果であります。何とぞ本委員会の決定どおり可決ご決定いただきますようお願い申し上げまして、委員長報告を終わります。

○議長（本多健信君） 総務委員長の報告にご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本多健信君） 質疑なしと認めます。

これより採決に入ります。

日程第1から日程第8までの8件を一括して採決いたします。

本件は、いずれも委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本多健信君） ご異議なしと認めます。

よって、本件は、いずれも総務委員長の報告のとおり可決いたしました。

次に、日程第9を議題に供します。

日程第9

第52号議案 品川区立創業支援施設条例の一部を改正する条例

○議長（本多健信君） 区民委員長から報告願います。

〔鈴木真澄君登壇〕

○区民委員長（鈴木真澄君） ただいま議題に供されました第52号議案について、区民委員会における審査の経過および結果をご報告申し上げます。

本議案は、9月17日の本会議において当委員会に審査を付託され、9月21日の委員会で審査し、同日、採決を行いました。

本案は、創業を予定する者、新分野へ進出する中小企業等の支援を推進するため、西大井創業支援センターの共同事務室等を交流室、会議室および多目的室へと改修し、交流室の使用料に学生の利用区分等を設けるほか、武蔵小山創業支援センターの事務室を廃止し、交流室を拡張するものであります。

本条例は、令和4年2月1日から施行するものであります。

理事者の説明の後に質疑を行い、委員より、1、西大井創業支援センターの交流室使用料に学生料金を設けた理由について、2、利用者募集の時期および今後のPRの方法についてなどの質疑があり、理事者より、1の西大井創業支援センターの交流室使用料に学生料金を設けた理由については、他の創業支援センターとの差別化やソーシャルビジネスの起業者に学生が多い点等を勘案し、学生を呼び込むような料金を設定したものである。

2の利用者募集の時期および今後のPRの方法については、利用者募集や施設案内を行う準備を既に整えており、できるだけ早く募集等を行っていく。また、募集等に当たっては、SNSなどの電子媒体も用いながら、様々なところに対して積極的にアピールしていく考えであるなどの答弁がありました。

質疑終了後、採決を行い、第52号議案は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上が区民委員会における審査の経過および結果であります。何とぞ本委員会の決定どおり可決ご決定いただきますようお願い申し上げまして、委員長報告を終わります。

○議長（本多健信君） 区民委員長の報告にご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本多健信君） 質疑なしと認めます。

これより採決いたします。

本件は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本多健信君） ご異議なしと認めます。

よって、本件は、区民委員長の報告のとおり可決いたしました。

次に、日程第10を議題に供します。

日程第10

第62号議案 専決処分の承認を求めることについて

○議長（本多健信君） 厚生委員長から報告願います。

〔鈴木博君登壇〕

○厚生委員長（鈴木博君） ただいま議題に供されました第62号議案、専決処分の承認を求めることについて、厚生委員会における審査の経過および結果をご報告申し上げます。

本案は、9月17日の本会議において当委員会に審査を付託され、9月21日の委員会で審査し、同日、採決を行いました。

本案は、令和3年度品川区一般会計補正予算の専決処分について承認を求めるものであります。

本件予算につきましては、速やかに事業を実施する必要がありましたが、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分したものであります。

補正の内容といたしましては、新型コロナウイルス感染症陽性者数の増加に伴い、新型コロナウイルスワクチン接種体制の確保、自宅療養者に対する訪問診療等に要する経費を計上するものであります。

補正額は、歳入歳出とも5億4,225万5,000円を追加し、総額を1,851億5,602万6,000円とするものであります。

歳入、第13款国庫支出金は5億453万5,000円の追加、第17款繰入金は3,772万円の追加であります。

歳出、第4款衛生費は5億4,225万5,000円の追加で、予防接種費および感染症対策事業であります。

理事者の説明の後に質疑を行い、委員より、新型コロナウイルスワクチンの接種対応により加算対象となる休日、時間外における経費の適用期間についてなどの質疑があり、理事者より、ワクチン接種が開始された当初に遡って適用されるなどの答弁がありました。

質疑終了後、採決を行い、第62号議案は、全会一致をもって原案のとおり承認すべきものと決定いたしました。

以上が厚生委員会における審査の経過および結果であります。何とぞ本委員会の決定どおり決定いただきますようお願い申し上げます。委員長報告を終わります。

○議長（本多健信君） 厚生委員長の報告にご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本多健信君） 質疑なしと認めます。

これより採決いたします。

本件は、委員長の報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本多健信君） ご異議なしと認めます。

よって、本件は、厚生委員長の報告のとおり承認することに決定いたしました。

次に、日程第11を議題に供します。

日程第11

第63号議案 指定管理者の指定について

○議長（本多健信君） 建設委員長から報告願います。

〔こんの孝子君登壇〕

○建設委員長（こんの孝子君） ただいま議題に供されました第63号議案、指定管理者の指定について、

建設委員会における審査の経過および結果をご報告申し上げます。

本案は、9月17日の本会議において当委員会に審査を付託され、9月21日の委員会で審査し、同日、採決を行いました。

本案は、環境学習交流施設の管理を行わせるため、指定管理者を指定するものであります。

指定する団体の名称はアクティオ株式会社で、指定期間は令和4年5月1日から令和9年3月31日までの4年11か月間です。

理事者の説明の後、質疑を行い、委員より、1、十分な人員配置体制について、2、区のお他施設との連携についてなどの質疑があり、理事者より、1の十分な人員配置体制については、近隣区などで指定管理の経験を積んだ者を本施設に配置する計画になっている。また、スタッフに事故等があった場合は、ほかの施設から人員を補完できるようにするなど、しっかりとした体制が整えられていると認識している。

2の区のお他施設との連携については、品川歴史館やしながわ水族館において、環境に関する企画展を行えるように検討している。また、スタンプラリーなどで区内を回遊し、楽しみながら一体的に環境学習ができるような企画の準備を進めているなどの答弁がありました。

質疑終了後、委員より、本施設は区が責任を持って運営するために区のお直営とすべきであり、また、費用の削減のために指定管理とすることは、区がワーキングプアをつくり出すことになるため、本案には反対であるとの意見の表明がありました。

質疑終了後、採決を行い、第63号議案は、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上が建設委員会における審査の経過および結果であります。何とぞ本委員会の決定どおり可決ご決定いただきますようお願い申し上げます。委員長報告を終わります。

○議長（本多健信君） 建設委員長のお報告にご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本多健信君） 質疑なしと認めます。

これより採決いたします。

本件につきましては、起立により採決いたします。

本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（本多健信君） 起立多数であります。

ご着席願います。

よって、本件は、建設委員長のお報告のとおり可決いたしました。

次に、日程第12を議題に供します。

日程第12

第53号議案 品川区立学校の学校医、学校歯科医および学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

○議長（本多健信君） 文教委員長から報告願います。

〔あくつ広王君登壇〕

○文教委員長（あくつ広王君） ただいま議題に供されました第53号議案について、文教委員会における審査の経過および結果をご報告申し上げます。

本案は、9月17日の本会議において当委員会に審査を付託され、9月21日の当委員会で審査し、同日、採決を行いました。

本案は、「公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令」が改正されたことに伴い、介護補償の額を改めるものであります。

本条例は、公布の日から施行するものであります。

理事者の説明の後に質疑を行い、委員より、政令における介護補償の額の引上げ改正の理由についてなどの質疑があり、理事者より、労働者災害補償保険法における介護補償の額の引上げに伴い、政令の介護補償の額が引き上げられたなどの答弁がありました。

質疑終了後、採決を行い、第53号議案は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上が文教委員会における審査の経過および結果でございます。何とぞ本委員会の決定どおり可決ご決定いただきますようお願い申し上げます。委員長報告を終わります。

○議長（本多健信君） 文教委員長の報告にご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本多健信君） 質疑なしと認めます。

これより採決いたします。

本件は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本多健信君） ご異議なしと認めます。

よって、本件は、文教委員長の報告のとおり可決いたしました。

次に、日程第13から日程第17までの5件を一括議題に供します。

日程第13

令和2年度品川区一般会計歳入歳出決算

日程第14

令和2年度品川区国民健康保険事業会計歳入歳出決算

日程第15

令和2年度品川区後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算

日程第16

令和2年度品川区介護保険特別会計歳入歳出決算

日程第17

令和2年度品川区災害復旧特別会計歳入歳出決算

○議長（本多健信君） 決算特別委員長から報告願います。

〔渡部茂君登壇〕

○決算特別委員長（渡部茂君） ただいま議題に供されました日程第13から日程第17までについて、決算特別委員会における審査の経過および結果をご報告申し上げます。

本委員会は、9月17日の本会議において35名の委員をもって設置され、令和2年度各会計歳入歳出決算の審査の付託を受け、9月30日から延べ7日間の日程で審査を行いました。

本委員会開催に当たりましては、副委員長および理事の皆様、そして委員各位ならびに理事者の皆様には特段なるご協力を頂きまして厚く御礼申し上げます。

さて、各会計歳入歳出決算における審査内容の詳細につきましては、後日、会議録が作成されますので省略させていただき、質疑の概要のみをご報告申し上げます。

まず、令和2年度品川区一般会計歳入歳出決算については、歳入総額2,399億7,867万1,702円、歳出総額2,363億1,669万7,152円で、差引残額36億6,197万4,550円は、全額、翌年度への繰越しであります。本件に関わる主な質疑は次のとおりであります。

歳入については、交通安全対策特別交付金についてなどであります。

また、歳出については、SNSを活用した情報発信について、町会・自治会支援について、すまいるスクールについて、認知症高齢者支援について、新型コロナウイルス感染症対策について、中小企業・商店街・飲食店等支援について、大井町駅周辺地区まちづくりについて、水害対策について、タブレット端末を活用した教育についてなどであります。

次に、令和2年度品川区国民健康保険事業会計歳入歳出決算については、歳入総額355億1,218万3,117円、歳出総額345億9,036万2,415円で、差引残額9億2,182万702円は、全額、翌年度への繰越しであります。

次に、令和2年度品川区後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算については、歳入総額88億2,918万819円、歳出総額87億4,647万6,055円で、差引残額8,270万4,764円は、全額、翌年度への繰越しであります。

次に、令和2年度品川区介護保険特別会計歳入歳出決算については、歳入総額257億346万6,600円、歳出総額252億6,287万7,886円で、差引残額4億4,058万8,714円は、全額、翌年度への繰越しであります。

次に、令和2年度品川区災害復旧特別会計歳入歳出決算につきましては、歳入歳出ともにございませんでした。

最後に、令和2年度各会計歳入歳出決算の認定に当たり、各会派を代表いたしまして、石田秀男委員、若林ひろき委員、高橋伸明委員、須貝行宏委員、大倉たかひろ委員より、一般会計歳入歳出決算、国民健康保険事業会計歳入歳出決算、後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算、介護保険特別会計歳入歳出決算および災害復旧特別会計歳入歳出決算の認定に賛成する旨の意見表明があり、中塚亮委員より、災害復旧特別会計歳入歳出決算の認定に賛成し、一般会計歳入歳出決算、国民健康保険事業会計歳入歳出決算、後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算および介護保険特別会計歳入歳出決算の認定に反対する旨の意見表明がありました。

また、田中さやか委員より、一般会計歳入歳出決算、後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算、介護保険特別会計歳入歳出決算および災害復旧特別会計歳入歳出決算の認定に賛成し、国民健康保険事業会計歳入歳出決算の認定に反対する旨の意見表明がありました。

採決の結果、令和2年度品川区一般会計歳入歳出決算、令和2年度品川区国民健康保険事業会計歳入歳出決算、令和2年度品川区後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算および令和2年度品川区介護保険特別会計歳入歳出決算については賛成多数をもって、令和2年度品川区災害復旧特別会計歳入歳出決算については全会一致をもって、それぞれ認定すべきものと決定いたしました。

以上が決算特別委員会における審査の経過および結果であります。何とぞ本委員会の決定どおり認定

いただきますようお願い申し上げます、委員長報告を終わります。

○議長（本多健信君） 決算特別委員長の報告にご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本多健信君） 質疑なしと認めます。

これより採決に入ります。

初めに、日程第17を採決いたします。

本件は、委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本多健信君） ご異議なしと認めます。

よって、本件は、決算特別委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、日程第13、日程第15および日程第16の3件を一括して起立により採決いたします。

本件は、いずれも委員長の報告のとおり認定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（本多健信君） 起立多数であります。

ご着席願います。

よって、本件は、いずれも決算特別委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、日程第14を起立により採決いたします。

本件は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（本多健信君） 起立多数であります。

ご着席願います。

よって、本件は、決算特別委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

この際、お諮りいたします。

ただいまお手元に配付してあります追加議事日程を本日の日程に追加し、直ちに議題といたしますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本多健信君） ご異議なしと認めます。

よって、日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

追加日程第1を議題に供します。

追加日程第1

議員提出第3号議案 固定資産税・都市計画税の軽減措置の継続を求める意見書

○議長（本多健信君） 本件について説明願います。

〔渡辺裕一君登壇〕

○渡辺裕一君 ただいま議題に供されました議員提出第3号議案、固定資産税・都市計画税の軽減措置の継続を求める意見書の提案理由について、ご説明申し上げます。

本案は、9月21日の総務委員会におきまして、令和3年請願第6号「固定資産税及び都市計画税の軽減措置の継続について意見書の提出に関する請願」および令和3年請願第7号「固定資産税及び都市計

画税の軽減措置の継続について意見書の提出に関する請願」を全会一致で採択すべきものと決定し、翌9月22日の当委員会において意見書案文を審議した結果、本意見書を提出するものであります。

本意見書は、東京都が現在実施している固定資産税および都市計画税に係る軽減措置を令和4年度以降も継続するよう求めるものであります。

内容につきましては、案文の朗読をもって代えさせていただきます。

〔案文朗読〕

以上です。

○議長（本多健信君） 本件についてご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本多健信君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件につきましては、直ちに採決いたしますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本多健信君） ご異議なしと認めます。

よって、直ちに採決することに決定いたしました。

これより採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本多健信君） ご異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第18を議題に供します。

日程第18

請願・陳情審査結果報告（1）

○議長（本多健信君） 本件につきましては、お手元に配付のとおり、各所管の委員長から請願・陳情審査結果報告書（1）が提出されております。

お諮りいたします。

各所管の委員長からの審査結果報告書（1）のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本多健信君） ご異議なしと認めます。

よって、本件は、審査結果報告書（1）のとおり決定いたしました。

次に、日程第19を議題に供します。

日程第19

請願・陳情審査結果報告（2）

○議長（本多健信君） 建設委員長から報告願います。

〔このの孝子君登壇〕

○建設委員長（この孝子君） ただいま議題に供されました日程第19、請願・陳情審査結果報告（2）の内容として、9月21日の建設委員会における審査の経過および結果をご報告申し上げます。

本件は、令和3年請願第9号、小山三丁目第1地区市街地再開発計画に関する請願であり、令和3年9月17日の本会議において当委員会に審査を付託されたものであります。

本請願の趣旨は、マンションの区分所有者をはじめとして、地権者の不安や疑問が解消されないままに小山三丁目第1地区市街地の都市計画手続を進めることをやめるよう求めるものであります。

初めに、理事者に説明を求め、理事者より、小山三丁目第1地区については、本年7月に市街地再開発準備組合の総会が開催され、区に提出する都市計画の企画提案についてが議題となり、多くの総会参加者の賛成で議決し、8月には区へ提出され、地域主体で検討されたまちづくりの成果として受け止め、都市計画手続を進めている。

権利者の中には、移転後の負担増や転居等に関する不安を感じている方がいると聞いており、準備組合が事業の検討状況に応じて生活再建に必要な対応を適切に行っていくと聞いている。区としても、権利者の方々が不安を感じることがなく、安心して生活を再建できるよう、日頃より準備組合に対して指導助言をしているところであるなどの説明がありました。

続きまして、質疑に入り、委員より、1、実際の権利者数と市街地再開発準備組合に参加している人数について、2、区における市街地再開発準備組合への指導助言と今後の対応についてなどの質疑があり、理事者より、1の実際の権利者数と市街地再開発準備組合に参加している人数については、共有者を1名とする規定に基づいた地権者数は64名である。また、その中で準備組合に参加している人数が63.41名であり、99%の地権者にご参加いただいていると聞いている。

2の区における市街地再開発準備組合への指導助言と今後の対応については、区としては、地権者一人ひとりが生活再建をしっかりとしていけるよう、準備組合の事務局に対して、マンションに対する個別説明会実施の要請や、地権者の生活再建に必要な情報をしっかりと伝えていくよう指導しており、今後もこういった対応を継続していくなどの答弁がありました。

質疑終了後、本請願の取扱いについてお諮りしたところ、結論を出すこととなったため、採決を行いました。

採決の結果、令和3年請願第9号は、賛成少数により不採択にすべきものと決定いたしました。

以上で委員長報告を終わります。

〔傍聴席にて発言する者あり〕

○議長（本多健信君） 傍聴人の皆様に申し上げます。静粛に願います。

建設委員長の報告にご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本多健信君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

本件につきましては、1名の方から討論の通告があります。ご発言願います。

田中さやか君。

〔田中さやか君登壇〕

○田中さやか君 品川・生活者ネットワークを代表し、請願第9号、小山三丁目第1地区市街地再開発計画に関する請願に賛成の立場で討論をします。

この請願は、マンション区分所有者や住民などの地域住民から、小山三丁目再開発計画について地域

住民への十分な説明などがなく、不安や疑問が解消されないまま都市計画手続に進めないよう求める請願です。

本来、再開発やまちづくりは、地域住民が積極的に関わり、地域の理解と納得がある中で進むべきです。しかし、今回、請願が提出された小山三丁目市街地再開発計画でも、そのようにはなっていません。

まちづくりに関する法律は、都市計画法や都市再開発法などが複雑に絡み、大変難しい制度であるため、丁寧な説明がないとなかなか理解が進みません。これに関しては、区も本請願審査の中で、まちづくりというのは専門的な内容で分かりづらいところがあると認めており、区には、理解や協力を得るために区民へ丁寧な説明をすることが求められます。

また、まちづくりに関わる都市計画法などを基に作成されている品川区まちづくりマスタープランでも、区民と事業者・NPOと行政の協力、理解、連携が示されています。しかし、区はこれまで区民に対し、まちづくりの基本的な説明を省き、正確な情報提供をしているとは思えません。

以下、区の説明不足について例を挙げます。本請願が審査された9月21日の建設委員会の質疑と、本請願に関係する報告があった7月7日の建設委員会の質疑を確認しました。7月7日の建設委員会で示された「小山三丁目第1地区および小山三丁目第2地区再開発事業事業者による近隣説明会の開催について」の報告は、法的定めのない任意団体である準備組合の説明会開催に関する報告でした。質疑の中で、準備組合での合意の取り方を問われた区は、マンションなどのカウントは、その土地で1名とすることが法令で定められていると説明をしました。しかし、これでは正確な説明とは言えません。

このカウント方法は、都市再開発法の20条の2にあり、市街地再開発組合、通称「本組合」に適用される条文です。本来であれば、区は、準備組合を運営する方たちが作成した準備組合規定の中で都市再開発法に倣ってマンションなどのカウント方法を1名としたと説明すべきでした。これは、本請願審査がされた9月21日でも修正がされないまま質疑がされています。

9月21日の本請願審査では、委員から、今の段階で再開発をやめることはできるのかという趣旨の質問に対し、区は明確に答えず、これまでの経緯があるため区としては進めていきたいとする趣旨の説明にとどまりました。これも正確な答弁とは言えません。

国交省にも確認をしましたが、まだ都市計画に進んでいない状況では、都市計画変更は十分に可能です。現に、ほかの地域の駅前再開発準備組合では、感染症の影響から需要が見込めず、再開発計画を一時凍結、延期にしている事例もあります。委員会では正確に、現段階での計画変更は可能、つまり、再開発をやめることもできると説明がされなかったことは不適切だと考えます。

そして、議会質疑の答弁で、区は、準備組合と本組合を一律に「組合」と呼んでいます。これは正確さと配慮に欠けています。法的定めのない準備組合と法的定めのある本組合では立場は異なりますが、区が同等の扱いをしていることから、準備組合自身も地域住民も混乱し、準備組合を本組合と同じと勘違いしてしまった部分があると考えます。このような事例がほかにもあるのではないかと懸念します。

伝聞ではありますが、一例を挙げると、区内では準備組合が本組合と同様の運営を行い、再開発後も居住が可能と、計画地域の住民に準備組合が約束し、本組合にすることの合意を住民に取り付けました。しかし、いざ準備組合から本組合になると、準備組合での約束は本組合を拘束しないと、ほごしたという事例があると聞きます。地域住民としては全く納得ができないというのは十分理解ができます。

このような混乱が聞こえてくるほど、準備組合の定義が準備組合や住民の中で曖昧なまま進められています。国交省によれば、任意団体である準備組合は、本来は、賛成者もそうでない人も、地権者以外の人も入れる組織であるべきで、まちづくりに関しては多様な意見が活発にされることが重要だと説明

をしています。しかし、本請願書でも請願代表者は、準備組合の加入には再開発計画の賛成者や地権者でなければいけないかのように思い込んでいるように読み取れます。区の曖昧な説明が区内のまちづくりに影響を与えているのではないかと危惧します。

本請願者は、再開発計画について、マンション区分所有者の準備組合への参加率も低く、再開発計画はごく限られた人数の出席で、準備組合の理事会で推進、検討されてきたとし、マンション住民の意向は十分に確認されていないと不安や疑問を挙げています。そして、準備組合運営者は、準備組合員に対しても、準備組合員の立場や総人数も明らかにせず、準備組合員へ準備組合規則も示していません。しかし、準備組合員が準備組合運営者へ質問をしたときには、準備組合規則を理由に断るなどの状況が起こっています。

区は、準備組合に対して助言を行っていると説明をしています。そうであるならば、コーディネーターの役割を担う区として、このような状況を回避すること、そして広く区民が関われる準備組合運営となるよう適切な助言をすることが必要ではないかと考えます。

請願者が、不安や疑問が解消されないまま都市計画手続に進めないでほしいと求める請願の趣旨は当然と考えます。

以上の理由により、改めて請願第9号に賛成することを皆様に呼びかけて、品川・生活者ネットワークの賛成討論とします。

[傍聴席にて発言する者あり]

○議長（本多健信君） 傍聴人の皆様に再度申し上げます。静粛に願います。

[傍聴席にて発言する者あり]

○議長（本多健信君） 静粛に願います。静粛に願います。

以上で討論を終わります。

これより採決に入ります。

本件につきましては、起立により採決いたします。

本件に対する委員長報告は不採択であります。

令和3年請願第9号について採決いたします。

本件請願を採択することに賛成の方はご起立願います。

[賛成者起立]

○議長（本多健信君） 起立少数であります。

ご着席願います。

よって、本件請願は、不採択とすることに決定いたしました。

次に、日程第20を議題に供します。

日程第20

請願・陳情の付託

○議長（本多健信君） 期日までに受理いたしました陳情は、お手元に配付の請願・陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

次に、日程第21を議題に供します。

日程第21

常任委員会・議会運営委員会・特別委員会議会閉会中継続審査調査事項

○議長（本多健信君） 本件につきましては、お手元に配付の請願・陳情継続審査件名表および特定事件継続調査事項表のとおり、各所管の委員長から閉会中も審査・調査を要する旨の申出がありました。

お諮りいたします。

各所管の委員長からの申出のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本多健信君） ご異議なしと認めます。

よって、各所管の委員長からの申出のとおり決定いたしました。

以上で本定例会の日程は全て終了いたしました。

本日の会議を閉じます。

これをもって令和3年第3回品川区議会定例会を閉会いたします。

○午後1時53分閉会

議 長	本 多 健 信
署 名 人	高 橋 伸 明
同	の だ て 稔 史